

香芝市告示第94号

令和3年度後期高齢者医療保険料随3期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険料収納課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和4年10月14日

香芝市長 福岡 憲宏

送達を受けるべき者

表略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。